

# 三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン 愛称：椰子の実

## 第155期決算および分配金のお支払いについて



平素は「三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン 愛称：椰子の実」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドは第155期決算(2018年6月18日)において、分配金を引き下げることいたしましたので、分配金引き下げの理由や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

### 分配実績(1万口当たり、税引前)

当ファンドは、継続的な分配を目指しています。当期の分配金(1万口当たり、税引前)は、足元の基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、前期の60円から30円に引き下げることいたしました。

決算	—	2018/4/18	2018/5/18	2018/6/18	設定来累計 (2018/6/18まで)
	第1~152期	第153期	第154期	第155期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	11,300円 (113.0%)	60円 (1.2%)	60円 (1.2%)	30円 (0.6%)	11,450円 (114.5%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	133.9%	-0.4%	3.1%	-0.8%	138.2%

(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金(税引前)の前期末基準価額(分配金お支払い後)に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1~152期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計(税引前)の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

### 分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

### 基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

## Q1 なぜ、分配金を引き下げたのですか。

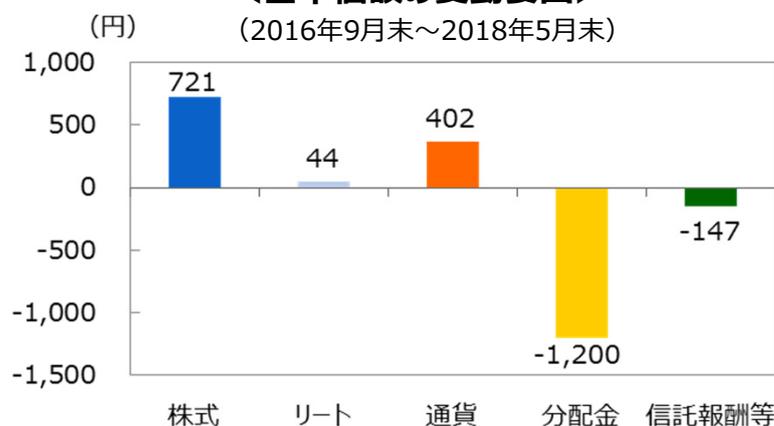
### A1 基準価額が下落したこと等を勘案した結果、安定的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。

- 当ファンドは、安定的な分配を目指しており、2016年10月以降2018年5月まで、毎月60円（1万口当たり、税引前）の分配金をお支払いしてきました。一方で、当ファンドの基準価額は、2016年10月以降は2018年1月上旬にかけて上昇しましたが、その後は下落傾向となり、2016年9月末から2018年5月末までの基準価額は180円の下落となりました。
- アジア・オセアニア地域の株式は比較的堅調に推移しており、同地域の通貨も対円ではプラスで推移しましたが、毎月60円の分配金を継続してきたこと等により、基準価額は下落しました。
- このような基準価額の推移や、市況動向等を勘案した結果、今回分配金の水準を引き下げることにいたしました。

#### <基準価額の推移>



#### <基準価額の変動要因>



要因	株式			リート			資産計	通貨	分配金	信託報酬等	合計
	配当収益	売買益等	小計	配当収益	売買益等	小計					
2016年10月	2	-133	-132	2	-26	-24	-156	130	-60	-7	-93
2016年11月	10	-9	2	2	-15	-13	-11	266	-60	-7	188
2016年12月	16	-16	-1	2	2	3	3	111	-60	-7	46
2017年1月	3	42	45	2	9	11	55	-15	-60	-8	-28
2017年2月	22	70	93	2	8	10	103	2	-60	-7	38
2017年3月	17	119	136	2	8	10	146	3	-60	-8	81
2017年4月	17	24	41	1	9	9	51	-64	-60	-7	-80
2017年5月	26	45	71	3	-3	1	72	-3	-60	-8	1
2017年6月	25	35	59	3	-2	1	61	71	-60	-8	64
2017年7月	28	-2	26	1	14	15	41	-6	-60	-8	-33
2017年8月	31	24	55	1	-8	-7	48	-6	-60	-8	-26
2017年9月	30	19	49	3	-1	2	51	80	-60	-6	65
2017年10月	1	112	113	0	11	11	124	4	-60	-9	60
2017年11月	12	16	28	4	9	13	41	-13	-60	-7	-39
2017年12月	16	48	63	0	3	3	67	92	-60	-6	92
2018年1月	3	177	180	2	-4	-2	178	-112	-60	-8	-2
2018年2月	15	-36	-20	1	-10	-9	-29	-116	-60	-6	-211
2018年3月	17	-141	-124	1	-3	-2	-126	-48	-60	-6	-240
2018年4月	13	2	15	0	1	1	16	79	-60	-7	28
2018年5月	34	-14	20	5	5	10	30	-53	-60	-8	-91
直近6ヵ月	98	36	135	9	-7	2	136	-158	-360	-42	-424
直近1年	225	240	465	22	15	37	503	-28	-720	-87	-333
2016年10月来	337	383	721	36	8	44	765	402	-1,200	-147	-180

(注1) 基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後。分配金は税引前の数値です。

(注2) 基準価額の変動要因の数値は、簡便法により月間の基準価額の変動額を主な要因に分解した概算値です。数値は四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

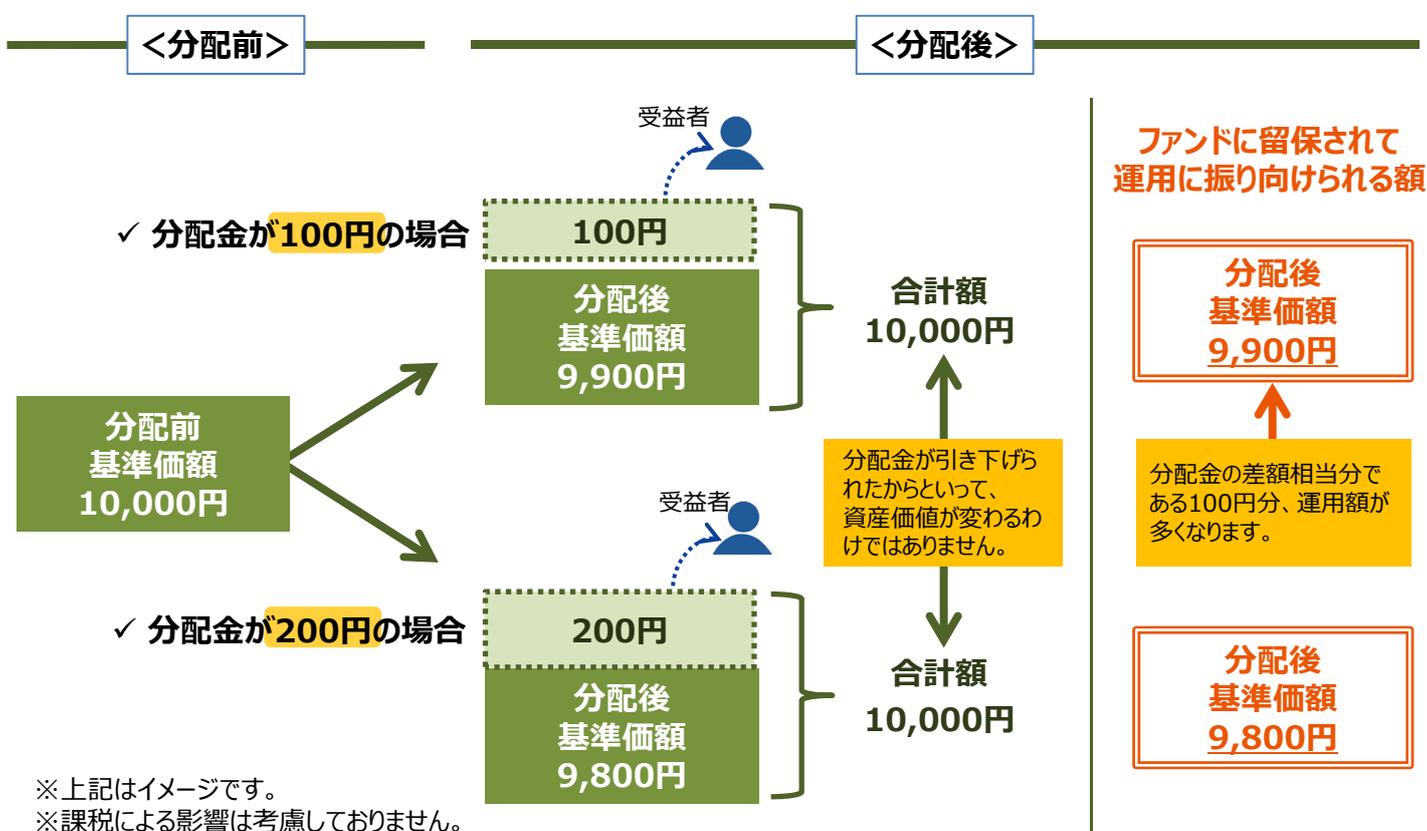
※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

## Q2 分配金が引き下がることで基準価額にどのような影響がありますか。

### A2 受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。 ただし、分配金の引き下げによって分配後の基準価額が異なります。

- 投資信託の分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。したがって、引き下げられた分配金相当額はファンドの純資産に留保され、その分の基準価額は下がらずに、運用されます。
- 例えば、分配金を200円から100円に引き下げた場合、その差額100円相当分は、ファンドに留保されます。そのため、分配後の基準価額は、分配金が200円の場合に比べて、100円相当分高くなります。つまり、分配金を引き下げたからといって、受益者の皆さまの資産価値が変わるものではありません。

#### <分配金引き下げと基準価額のイメージ>



## Q3 今後も分配金を変更する可能性はありますか。

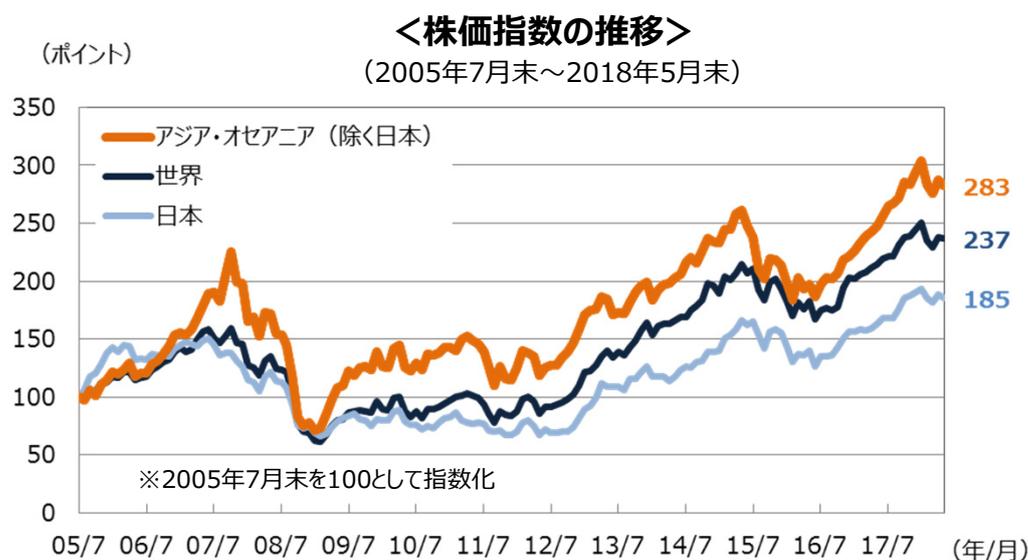
### A3 基準価額水準や市況動向等を勘案し、見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

- 今後も、安定的な分配を目指すことは変わらないため、基準価額水準等によって見直しが必要であると判断した場合には、分配金を変更する場合があります。

## Q4 投資環境と今後の運用方針について教えてください。

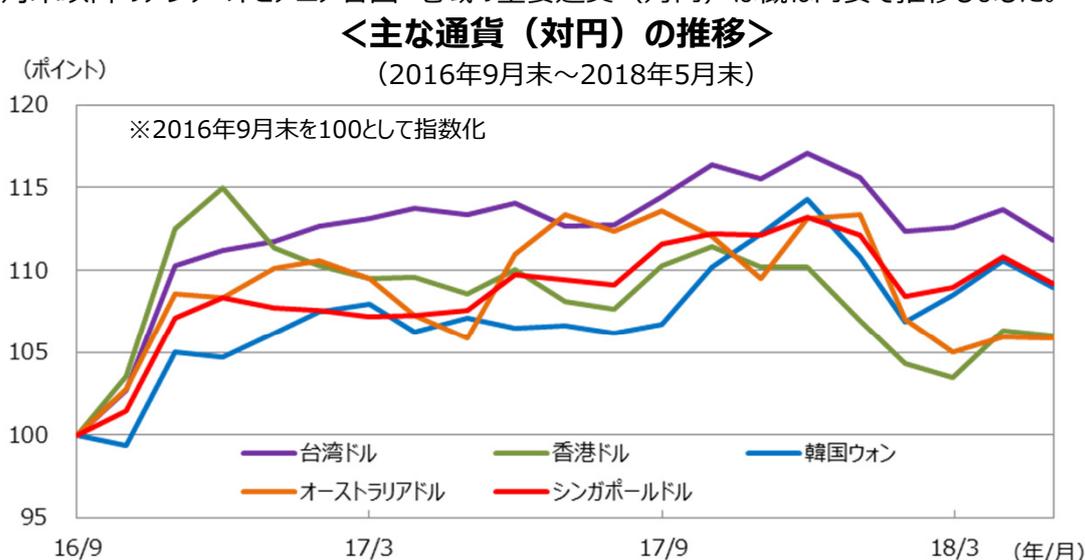
### A4 アジア・オセアニア株式は、短期的には値動きの荒い展開も予想されますが、緩やかな上昇が期待されます。

- アジア・オセアニア株式市場は、短期的には、米中貿易問題、イタリアやスペインの政局不安などの外部環境に左右され易い、やや値動きの荒い展開を見込んでいます。しかしながら、アジア・オセアニア企業の業績は増益を続ける見通しであること、またバリュエーション（株価評価）が妥当な水準にあることなどから、中期的には、株式市場は緩やかに上昇すると予想します。
- 個別銘柄の選定にあたっては、財務体質が強固で、安定した配当支払いが見込まれる銘柄の中から、業績見通しが良好で、配当の成長の期待できる銘柄を厳選します。株主還元の積極化や収益成長の加速などをきっかけに、株価の再評価が起こる確度の高い銘柄を発掘してまいります。皆様のご期待に沿える運用を目指してまいります。



(注) グラフのアジア・オセアニア (除く日本) はMSCI ACアジア・パシフィックインデックス (除く日本、配当込み、円ベース)、世界はMSCI AC World インデックス (配当込み、円ベース)、日本はTOPIX (配当込み) を使用。  
(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

- 2016年9月末以降のアジア・オセアニア各国・地域の主要通貨 (対円) は概ね円安で推移しました。



(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しは当資料作成時点のものであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

## ファンドの特色

※ 各ファンドの略称として、それぞれ以下のようにあります。

三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン	: 毎月決算型
三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン（年1回決算型）	: 年1回決算型

- 日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資します。
  - アジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
  - 株式の運用にあたっては、アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの組入れを通じて行い、スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドに同マザーファンドの運用に関する権限の一部を委託します。また、リートの運用にあたっては、同社より投資の助言を受けません。
- 銘柄選定にあたっては、配当利回りに着目し、厳選した銘柄を組み入れます。
  - 株式の銘柄選定にあたっては、好配当利回りの銘柄の中から、成長性・財務健全性等を勘案し、厳選した銘柄を組み入れます。
  - 不動産投資信託（リート）等については、好配当利回りの銘柄の中から、安定的な配当が見込める銘柄を中心に組み入れます。

※不動産投資信託（リート）は、毎月決算型および年1回決算型でそれぞれ直接投資しますので、組入銘柄が異なる場合があります。
- 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
  - 基準価額に重大な影響を与えると判断される政治・経済、金融情勢が生じた場合は、弾力的に対応します。
- 毎月決算型は毎月決算を行い、配分方針に基づき分配を行います。  
年1回決算型は年1回決算を行い、配分方針に基づき分配金額を決定します。
 

<毎月決算型>

  - 原則として毎月18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
  - 毎月の安定的な分配を目指します。
  - 毎年5月、11月の決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して、毎月の安定的な分配のほか配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行うこともあります。
  - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

<年1回決算型>

  - 原則として毎年7月18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
  - 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

ファンドは、主に海外の株式や不動産投資信託（リート）を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。ファンドの基準価額は、組み入れた株式等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

## 投資リスク

## ■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

## ■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーツの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリーツの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## 分配金に関する留意事項

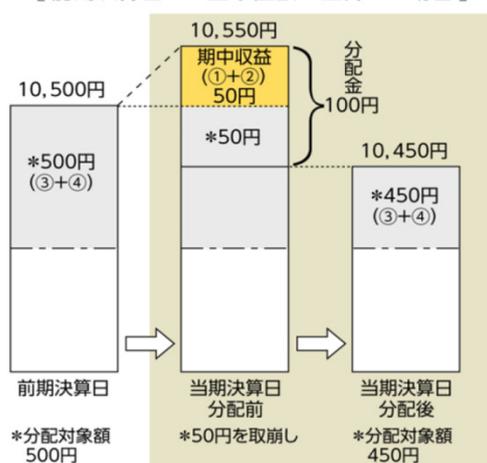
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



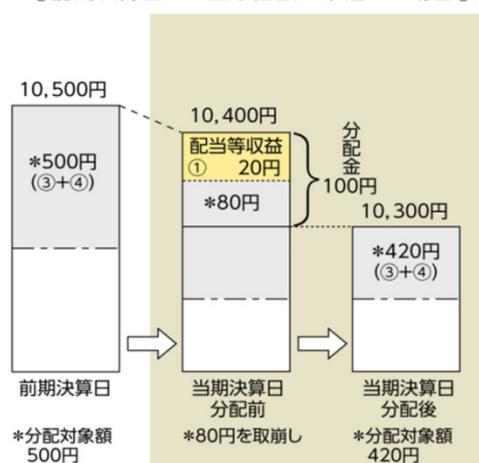
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## (計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[ 前期決算日から基準価額が上昇した場合 ]



[ 前期決算日から基準価額が下落した場合 ]

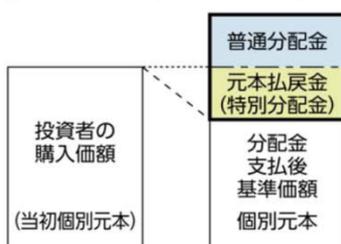


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

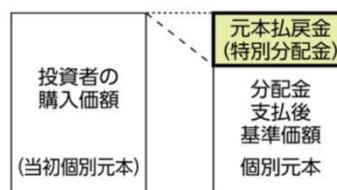
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[ 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

[ 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合 ]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

## お申込みメモ

## 購入単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

## 購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

## 換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.30%）を差し引いた価額となります。

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

## 信託期間

<毎月決算型>

無期限です。（信託設定日：2005年7月29日）

<年1回決算型>

2017年7月31日から2027年7月20日まで

## 決算日

<毎月決算型>

毎月18日（休業日の場合は翌営業日）

<年1回決算型>

毎年7月18日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

<毎月決算型>

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

<年1回決算型>

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

<共通>

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

## 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

## お申込不可日

香港またはオーストラリアの取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

## スイッチング

販売会社によっては、毎月決算型および年1回決算型の間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料  
購入価額に3.24% (税抜き3.00%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額  
換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じた額が差し引かれます。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）  
ファンドの純資産総額に年1.7064% (税抜き1.58%)の率を乗じた額です。
  - その他の費用・手数料  
ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。  
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
- ※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## 税金

### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

### 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：http://www.smam-jp.com</p> <p>電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>株式会社りそな銀行</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>
投資顧問会社	<p>マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。</p> <p>スミトモ ミツイ アセットマネジメント（ホンコン）リミテッド</p>

## 販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○		○	○		※1
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第6号	○					※1
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○			○		※1
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号	○	○				※1
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第43号	○					※1
G M Oクリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号	○	○		○		※1
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第8号	○					※1
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号	○					
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第114号	○					
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○			○		※1
浜銀 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					※1
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○					※1
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		※1
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○		○	○		※1
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○		○			※1
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○	○				※1
明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第185号	○					※1
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第21号	○					※1
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号	○					※1
株式会社大分銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第1号	○					※1
株式会社香川銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第7号	○					※1
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第16号	○			○		※1
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○			○		※1
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号	○			○		※1
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○					※1
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第1号	○					※1
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○					※1

備考欄について

※1：「三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン」のみのお取扱いとなります。

販売会社								
販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○		※1
株式会社十八銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第2号	○					※1
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○		※1
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○		○		※1
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○					※1
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第10号	○					※1
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○					※1
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第15号	○					※1
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第2号	○			○		※1
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○			○		※1
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第5号	○			○		※1
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○		※1
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○		※1
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					※1
岐阜信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第35号	○					※1
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第44号	○					※1
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第8号						※1 ※2
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第39号						※1 ※2
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第90号						※1 ※2
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第26号						※1 ※2
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第72号						※1
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第259号						※1
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第53号						※1 ※2
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第70号						※1
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長（登金）第68号						※1
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第268号						※1
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第267号						※1 ※2
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第36号						※1
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第38号						※1

備考欄について

※1：「三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン」のみのお取扱いとなります。※2：ネット専用

## 【重要な注意事項】

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。